

令和7年3月議会 生活環境委員会 報告資料

令和6年7月に発生した消防学校訓練中の事故について 1～2頁

消 防 局

1 事故の概要

令和6年7月9日（火）、福岡市総合西市民プールにおいて、消防学校で初任教育訓練中の消防職員（以下「学生」という。）52名が、水難救助訓練の一環として立ち泳ぎを実施していた途中で、学生が水中に沈んでいくのを、水底で監視を行っていた救助隊員が発見したため、ただちに水中を移動してプール底に着くまでの間に確保し水面に浮上し、そのままプールサイドに移動した。

すぐに消防学校教官、指導員及び救助隊員によりプールサイドに引き上げられたが、当該学生は心肺停止であったことから、救命処置が行われた。

その後、救急隊により医療機関へ搬送されたが7月17日に死亡したものである。

2 水難救助訓練の内容及び事故発生以降の時間経過

12時50分～13時00分	集合・準備運動
13時00分～13時10分	移動・着替え
13時10分～13時55分	基本泳法（泳力によるグループ分け）
13時55分～14時00分	休憩
14時00分～15時00分	救助方法
15時00分～15時10分	休憩
15時10分～15時40分	搬送法
15時40分～15時50分	休憩
15時50分頃～	立ち泳ぎ
16時10分頃	事故発生
16時12分	119番通報
16時19分	救急隊が到着

3 調査検討の経緯

（1）消防局内の検討

事故発生後、直ちに消防局内部の検討委員会を立ち上げ、事故の調査及び再発防止策について検討を行った。

（2）福岡市消防学校訓練中の事故を踏まえた調査検討委員会の検討

専門的な知見を踏まえ本事故について調査・検証し、再発防止策の検討が行われた。

4 調査検討委員会の報告について

(1) 主な検証結果

- ① 消防業務においては、任務の性質上、災害現場はもとより、訓練中においても常に危険と隣り合わせの状況にあるが、人命救助などの使命を達成するためには、徹底して安全管理に取り組んでいく必要がある。
- ② 立ち泳ぎは消防職員が水難救助活動を行ううえで必要なスキルであるが、基本的な泳法とは技術が異なるため、学生にスキルを習得させるための教育体制や安全管理体制をしっかりと整えておくことが求められる。
- ③ 監視者は必要な人数を配置していたが、十分に安全確保を行う上では、バディシステムの導入や入水人数の制限などを行う必要がある。
- ④ 共通した指導要領がなく、指導員自身の経験をもとに指導を行っており、指導要領の作成などにより指導員の研修体制を確立する必要がある。

(2) 主な再発防止策

- ① 組織全体で安全最優先の共通認識を徹底し、安全意識の醸成に組織を挙げて取り組むこと。
- ② 指導員に対する水上安全法の資格取得、指導用テキストや動画等の指導に関する資料の作成など指導者の研修体制の充実を図ること。
- ③ 学生に対して動画等で事前の教育や健康管理の充実を図ること。
- ④ 立ち泳ぎは難しい技術が必要であるため、訓練時間を含めた訓練日数の確保を検討すること。
- ⑤ 学生の能力に応じて水深が異なるプールを活用するなど段階的に訓練を実施すること。
- ⑥ バディシステムの導入や、教官の監視エリアの分担の明確化など訓練時の安全対策を実施すること。
- ⑦ 組織を横断的に安全管理する部署の設置などについて検討すること。

5 消防局の今後の対応について

調査検討委員会の報告書に記載されている再発防止策を実施し、二度と同様の事故を発生させないように、安全管理の徹底を図り再発防止に向けて全力で取り組んでいく。